

第1章 概説

第1節 別海町の位置と環境

1. 位置

別海町は北海道東部の根釧台地に位置する。町域の規模は東西 61.4 km、南北 44.3 km、総面積 1319.63 km²である。北は標津町と中標津町に、南は根室市と厚岸町に、西は標茶町と浜中町に接し、東はオホーツク海に面し、海岸からは国後島を望むことができる。

2. 気候

北海道東部に位置する別海町は、道内のほかの地域と比較すると、6月から8月にかけて発生する海霧の影響もあり、気温が農耕期間において低く、日照時間も寡少である。冬期は日照時間が長く、降雪が少ないという特徴がある。なお凍結深度は 100cm である。

表 1-1-1 別海町の平年値

	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計 (cm)
1月	45.6	-7.2	-1.4	-14.5	153.6	90
2月	31.6	-7	-1.3	-14.5	167.1	73
3月	66.5	-2.4	2.5	-8.3	184.9	81
4月	76.9	3.5	9.2	-1.8	171.5	27
5月	107.7	8.4	14.6	2.8	173.2	1
6月	102.2	12	17.5	7.6	134.8	0
7月	134.3	15.6	20.6	11.9	109.5	0
8月	141.5	18.1	23	14.3	121.1	0
9月	178.6	15.1	20.3	10.2	135	0
10月	109.9	9.3	15.3	3.1	153.4	0
11月	80.3	2.6	8.4	-3.4	142.1	10
12月	55.5	-3.7	1.7	-9.8	142.6	62

※ 1981 年から 2010 年まで平均値。ただし日照時間は 1986 年から 2010 年、降雪の深さは 1988 年から 2010 年を統計期間としている。

第2節 別海町の歴史

1. 先史時代から幕藩時代

別海町における人の歴史は後期旧石器時代にさかのぼり、町内で細石刃が発見されている。また、野付半島沖でマンモスゾウ臼歯化石が発見されていることから、これらの動物を追って移動してきた人々が存在したことを直接示す証拠（石器等）が発見される可能性が高い。

町内には 89 ヶ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。その内、発掘調査された遺跡は 5 ヶ所である。別海 2 遺跡では縄文時代早期から晩期、続縄文時代、オホーツク文化、擦文時代の遺構や遺物、西春別 2

遺跡では縄文時代晩期の人骨が 2 体、尾岱沼 7 遺跡では、続縄文時代の遺物、擦文時代の遺構と遺物が見つかっている。アイヌ文化期の床丹 1 チャン跡では、構築・使用年代が 15 世紀初頭から 16 世紀中頃と 18 世紀中頃以降の年代が与えられる。近世の遺跡として寛政 11 年（1799）幕府により設置された野付通行屋跡遺跡や野付番屋跡遺跡が野付半島先端に確認されている。

町内の地名が文献史料に現れるのは、寛文 9 年（1669）に起こったシャクシャインの戦いの記録『寛文拾年狄蜂起集書』（1670 年）では、「へけるし」。松前藩が江戸幕府に奉納した『松前嶋郷帳』（1700 年）とその付図『元禄御国絵図』（1700 年）には「べけるゝ」の地名が記され、別海に該当すると思われる。

松前藩の勢力の伸展は場所の開設となり、厚岸場所が寛永年間（1624～1643）、霧多布場所が元禄 14 年（1701）、ノッカマップ（根室）、国後場所が宝暦 4 年（1754）に開かれた。安永 3 年（1774）に別海町を含めた東部奥蝦夷地を最初に請負った飛騨屋久兵衛は、アイヌとの交易や漁場を開発したが、剛強なアイヌ勢力、ロシア船の来航による幕府の調査・交易が行われるなど順調ではなかった。

こうした中、飛騨屋のアイヌに対する非道な扱いにより、寛政元年（1789）「クナシリ・メナシの戦い」が起きた。寛政 4 年（1792）には、ロシア使節ラクスマンが通商を求めバラサン沖（別海町茨散）、ニシベツ（別海町本別海）に来航するなど、こうした蝦夷地の状況は、幕府の国防、外交上、政治の重要課題となった。

幕府は、寛政 11 年（1799）東蝦夷地を上知し、陸路・海路の整備を急務とし、この年に野付ほか 7 か所に会所を建てた。会所は後に運上屋（場所請負人の経営拠点）と同じ意味に用いるようになり、人馬継立、宿泊、公用状の継送りなどを取扱う施設は通行屋、止宿所、旅宿所と言い、（以下通行屋と統一）これに当たる番人、アイヌの足は決められていた。

野付通行屋は、国後島へ渡海のための要津として、また、根室、厚岸及び標津、目梨への交通の拠点としての位置を占めた。番人（支配人）のほかアイヌの人

足が8人位詰め、渡海用の船が用意され、船賃や水主の賃銭も決まっていた。通行屋1棟、附属施設として下宿所1棟、板蔵3棟、焚出小屋1棟、このほか弁天社、御制札場、井戸が1か所、通行船3艘、通行荷物積船3艘、持符船2艘、磯船1艘が配備されていた。

天保年間(1830～1843)頃より、野付通行屋の支配人またはアイヌ語通辞として働いた加賀伝蔵(1804～1874)は、自身が残した『加賀家文書』(別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館に収蔵・展示)に野付通行屋の様子などを記録に残している。なかでも通行屋付近で農耕を試みた人物としても知られ、松浦武四郎をはじめとする近世文献史料に度々登場する。

野付通行屋の跡は、現在も野付半島先端に所在し、野付通行屋跡遺跡として昭和30年代後半以降の調査によりその所在と内容が確認されていた。しかし、水位の上昇、地盤沈下によって侵食を受け始めたことから、侵食の著しい海岸線の区域を自然崩壊に伴う埋蔵文化財発掘調査(国庫補助)として、平成15年(2003)から平成18年(2006)に調査を実施している。調査の結果、建物跡、柱穴列、溝跡、貝塚、灰堆積ヶ所、盛土、道跡、集石などの遺構や陶磁器類、金属製品、木製品など遺物が出土し、道内でも数少ない文献史料と現地遺構が残る貴重な遺跡となっている。

近世の別海は、飛騨屋久兵衛、村山伝兵衛、高田屋嘉兵衛、藤野喜兵衛らの場所請負人による漁場の開発・経営に伴い和人が徐々に進出し、幕府・松前藩などの役人の往来も多くなった。西別川産鮭の幕府献上も寛政12年(1800)よりはじまり、以後幕末まで場所請負人により続けられた。

2. 明治新体制以降の別海

明治に入り蝦夷地は北海道となり、11国86郡(現在の別海町は野付郡と根室郡の一部)が定められ、開拓使が設置された。明治3年(1870)に野付郡は一時東京府の管轄下に入ったが、わずか5ヶ月で再び開拓使の下に置かれた。

明治12年(1879)、郡区町村編成法により別海外四カ村戸長役場(別海村・野付村・平糸村・西別村・走古丹村)が西別川河口の別海(現別海町本別海)に設置された。別海には漁業を営む移住者が次第に増え、明治11年(1878)に開拓使の缶詰工場が作

られて多数の缶詰生徒が移住し、明治15年(1882)には小学校が設立された。また床丹・春別・尾岱沼などの海岸部にも移民が定着し、次第に定住者も増え、市街地を形成していった。

明治30年(1897)、無償貸与・無償付与による大地積売り下げを主旨とした北海道国有未開地処分法(旧法)が施行されるとともに、その翌年以降別海外五カ村戸長役場管内の殖民地(原野)が解放されたことで、内陸部への入植が進むことになった。これにより、従来唯一の産業であった海岸部の漁業に加え、内陸部では薪炭業、牧畜業、農耕業が興り、その後の移住展開に道を開いた。

明治39年(1906)、和田村管轄の厚別村が別海外四カ村戸長役場に編入され、別海外五カ村戸長役場となり、現在の別海町の行政区域とほぼ同じ範囲となった。この年の戸数は452戸、人口1,672人であった。

明治41年(1908)、大地積処分に伴う弊害の是正等を目的に北海道国有未開地処分法(新法)が改正され、未開地の処分が貸付から売払に改められるとともに、自ら耕作する者には「特定地」を無償貸与・無償付与されることとなった。旧法下では移住者の増加は緩やかな傾向を示しているに過ぎなかったが、新法により別海村内全土の原野に農耕移民が団体移住によって入植をはじめた。また明治43年(1910)には北海道第1期拓殖計画が発足し、この計画により大正13年(1924)には別海村を縦断する殖民軌道が敷設された。

大正12年(1923)、二級町村制の施行により別海外五カ村戸長役場は廃止され、新たに別海村が誕生した。この年に起こった関東大震災を契機として北海道への補助移民制度が開始され、その後の許可移民制度に繋がっていく。

昭和2年(1927)、北海道第2期拓殖計画がスタートした。その特色は移民政策の間接保護から直接保護への転換であり、その中心が許可移民制度であったが、許可移民の入地が最も多かった道内の地域は、根室管内の原野であった。移住補助金が一戸あたり350円交付され、特定地の成功付与も続けられた。また、移住世話所も各地に設置されるとともに、駅通所も3箇所を設置された。これらの制度が功を奏し、昭和8年(1933)には別海村の人口は1万2千人を超え、昭和元年時点の実に4倍以上となった。増加分のほとんどが別海村内陸部への移民であった。1933年、内陸部

に省線標津線が開通し、村役場は昭和9年（1934）に海岸部の別海（現別海町本別海）から駅の置かれた西別（現別海町別海市街）に移転した。

第2期拓殖計画のもうひとつの特色は穀菽農業から有畜農業への転換を図ったことであったが、昭和初期に連続して別海村を襲った冷害凶作は、その転換を樹立させる大きな契機となった。移住して間もない村民は日常の食料にも窮し、飢餓と窮乏の実情は悲惨を極めた。村内各地で農民大会が開かれ、昭和7年（1932）9月には農民代表団が佐上北海道長官に直接陳情を行った。翌月には佐上長官が別海村などの実情を視察し、臨時的応急策として米の給付、救済土木工事が行われた。恒久的対策として1933年1月に「根釧原野主畜農業5カ年計画」が策定され、酪農への転換が図られた。

昭和12年（1937）の日中戦争開始以降、別海村においても軍部の施設が設置されていた。昭和13年（1938）10月には東洋一と謳われた軍馬補充部が別海村西部の西春別地区に作られ、昭和17年（1942）からは同じく別海村西部地区に計根別飛行場の建設が始まり、住民は強制的な転出を迫られた。

終戦を迎えると、千島列島や満州からの引揚者や戦災者が多数別海村に入植し、海岸地区で漁業に就いたり、未墾地や、戦後解放された広大な軍馬補充部跡地・計根別飛行場跡地などで農業に従事した。昭和19年（1944）に1万4千人だった人口は、昭和31年（1956）には2万人を突破した。

昭和30年（1955）、別海村床丹第2地区（現豊原地区）でパイロット・ファーム事業が開始された。機械開墾の成功は開拓者を開墾の過酷な労働から解放し、酪農近代化の基礎が作られた。

昭和23年（1948）、水産業協同組合が公布されて別海村に3つの漁業協同組合が結成され、沿岸漁民本位の組合運営が目指された。また昭和24年（1949）には漁業法が公布、サケ・マスを含む漁業権の拡大が図られ、沿岸漁業の振興が推進されるとともに、漁船の動力化・大型化、漁港の整備も行われた。

昭和34年（1959）に別海村は財政自主再建団体に転落していたが、その後の日本経済の高度成長期においていち早く回復し、近代化された酪農と漁業を両輪として産業基盤整備が進展し、昭和46年（1971）に町制が施行され現在に至っている。

第3節 史跡旧奥行白駅通所の概要

1. 駅通制度の概要

江戸時代以来の宿駅制度は全国的には明治5年（1872）に廃止されるが、北海道では入植者が利用する独自の駅通制度として存続し、さまざまな制度改正を経ながら、北海道の開拓の進展に連動して発展を遂げた。これまで公用公人の宿駅制度であったものが一転して入植者の利用が主体となり、北海道拓殖計画推進上重要な意義を持つに至った。明治当初、その名称は「本陣」から「旅籠屋並」、そして「旅籠屋」へと目まぐるしく変更されたが、明治5年（1872）に「駅通」に改称された。明治9年（1876）には「駅通規則」が定められている。

三県一局時代には駅通制度はそれぞれの県で独自の展開を見せるが、明治19年（1886）に三県が廃されて北海道庁となると、全道統一的な官設駅通制度が整えられていくことになる。明治28年（1895）に「駅通補助金支給規程」が定められ、経営が厳しい駅通所への補助金支給による駅通所の健全育成化が図られた。さらに同年「官設駅通所取扱規程」が定められ、駅通所の設置には地元郡長を関与させ、駅通取扱人に一定の資格を定めて月額10円以内の手当てを支給することとし、「官設駅通所家屋建築標準図」などにより駅舎の構造、間取り、仕様、取扱い方法が規定された。また駅通所の設置に関しては、土地、駅舎および馬匹等は官費とした。牧場、畑、駅舎の面積は一定とし、馬は10頭以内とし必要に応じて常備することとした。

明治33年（1900）に策定された北海道拓殖十年計画では、駅通所は10年間で120箇所を新設し、必要の無くなった駅通所26箇所が廃止されることとされた。また同年、「官設駅通所取扱規程」は「駅通所規程」へと変わり、取扱人業務の内容も新しくなった。駅通取扱人は、20歳以上の男子で土地や家屋をもち、駅通所経営上必要な資金を有し、人馬車継立営業者宿屋営業者の資格を有していることが必要条件とされた。この規程制定以後、駅通制度は一部改定されるが大きな変化はなく、駅通所の設置方針は官設主義に徹することになる。

内陸部への入植と道路の開削整備推進につれて駅通の任務もその重要性を増して駅通所の設置も増加し、大正期にはその最盛期を迎えた。大正10年（1921）

には全道で 270 箇所の駅通所が存在していた。

昭和 6 年（1931）、「駅通所規程」が「駅通所規則」に全面改訂された。官設物件の制限を敷地千坪以内、田畑 3 万坪以内、牧場 15 万坪以内および馬 10 頭以内とし、駅通取扱人の手当て支給額は月 30 円以内とした。

その後、地域ごとに入植者の集落化が進み、旅宿や運送業者が芽生え育成されたのに加え、鉄道や軌道の敷設が計られて、駅通制度はその使命が薄れていった。このため北海道庁では昭和 17 年（1942）に、以後 5 か年で漸次制度の縮小を図り、駅通制度の廃止方針を立て、昭和 22 年（1947）3 月をもって廃止（千島を除く）されるに至った。

2. 道内に存在した駅通所

内陸部への入植と道路の開削整備推進につれて駅通の任務も重要性を増して駅通所の設置も増加し、大正期にはその最盛期を迎えた。しかし、地域に入植者の集落化が進み、旅宿や運送業者が芽生え育成されたのに加え、鉄道や軌道の敷設が計られて、駅通はその使命が薄れ、大正 10 年（1921）の 270 箇所をピークとして駅通数は減少に転じていった。「表 1-3-1」は明治 43 年度（1910）から昭和 21 年度（1946）までの年度別の駅通所数を示したグラフであり、その変遷がよくわかる。明治以降に存在した駅通所の数のはのべ 685 箇所であり、その内訳は「表 1-3-2」のとおりである。またそのうち、根室管内（千島を除く）にあった各駅通所の名称、設置年、廃止年を「表 1-3-3」に示した。

表 1-3-3 根室管内駅通所一覧

駅通所名	現在市町村	設置年	廃止年
根室駅	根室市	不詳	1888
標津駅（Ⅰ）	標津町	不詳	1888
厚別駅	根室市	不詳	1879
野付駅	別海町	1799	不詳
別海駅（Ⅰ）	別海町	1851	1888
落石駅（Ⅰ）	根室市	1879	1888
初田牛駅	根室市	1880	1921
遠太駅	根室市	1881	1930
瑠辺新駅	標津町	1885	1946
春別駅	別海町	1886	1930
糸櫛別駅通所	標津町	1906	1944
別海駅通所（Ⅱ）	別海町	1901	1931
羅臼駅通所	羅臼町	1903	1934
春刈古丹駅通所	羅臼町	1903	1933
標津駅通所（Ⅱ）	標津町	1901	1932
薫別駅通所	標津町	1903	1931
落石駅通所（Ⅱ）	根室市	1908	1921
齒舞駅通所	根室市	1909	1933
別当賀駅通所	根室市	1910	1930
奥行臼駅通所	別海町	1910	1930
姉別駅通所	浜中町※	1911	1927
中標津駅通所	中標津町	1915	1930
武佐駅通所	中標津町	1916	1930
厚床駅通所	根室市	1920	1933
計根別駅通所	中標津町	1920	1936
西別駅通所	別海町	1920	1933
上風蓮駅通所	別海町	1923	1942
中春別駅通所	別海町	1924	1934
上春別駅通所	別海町	1929	1942
養老牛駅通所	中標津町	1930	1942
中西別駅通所	別海町	1930	1942
古多糠駅通所	標津町	1930	1942
西春別駅通所	別海町	1932	1942
知円別駅通所	羅臼町	1932	1946

※ 設置当時は根室管内

表 1-3-1 年度別駅通所数

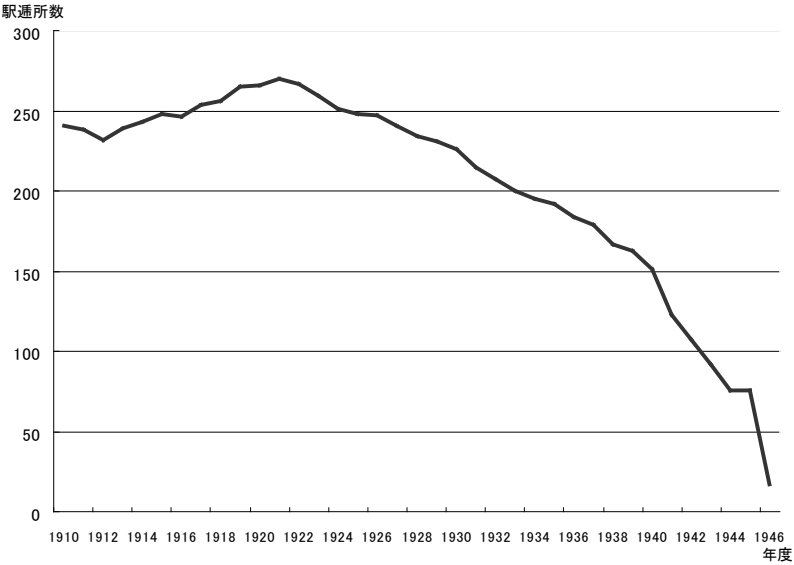


表 1-3-2 管内駅通所数

管 内	駅通所数
渡島	60
桧山	50
石狩	25
後志	56
空知	29
胆振	37
日高	28
上川	47
留萌	25
宗谷	40
網走	72
十勝	69
釧路	61
根室	34
(千島)	52
計	685

3. 奥行臼の歴史

旧奥行臼駅通所は、別海町東部、国道 243 号線と国道 244 号線が交差する奥行地区にある。

「奥行臼」とは、アイヌ語の「ウコイキウシ Ukoiki ushi」が元になった地名で、その意味は「争闘セン処」であり、「根室ポロモンリ村ノアイヌ厚岸アイヌ戦ヒシ処」であったという。

この奥行臼地区に和人が入り始めたのは、北海道国有未開地処分法が制定された明治 30 年（1897）以降のことである。住民は薪炭業を営む出稼ぎ寄留民が大勢を占めていたが、その後製炭を業とする者の中から定住者が現れ、奥行臼駅通所が開設された頃には 17 戸 76 人が定住するに至った。また明治 40 年（1907）には奥行臼簡易教育所も開設された。

4. 駅通所の開設と駅通取扱人山崎藤次郎

明治 43 年（1910）9 月 15 日、奥行臼駅通所が開設されて駅通業務を開始した。隣の駅通所は別当賀駅通所（現根室市別当賀）と別海駅通所（現別海町本別海）であり、奥行臼駅通所からはそれぞれ 5 里 15 町、3 里 18 町の距離があった。奥行臼駅通所の駅舎は駅通取扱人山崎藤次郎の自宅がそのまま使われ、官馬 3 頭が配備された。



写 1-3-1 駅通取扱人 山崎藤次郎
（明治 44 年 8 月撮影 山崎家蔵）

新潟県出身の山崎藤次郎は、明治 23 年（1890）に北海道根室町に移住し、薪炭業を営んでいたが、牧畜の適地としての将来性に目を付けて明治 36 年（1903）に奥行臼に移住した。当初は牛を飼育していたが、1910 年に牛の価格が暴落した

ため、所有していた 20 頭の牛すべてを売却して牝馬と入れ替え、馬の繁殖に専念した。駅通所を開設したのはまさにこの転換点の年であった。藤次郎の繁殖改良した馬は高値で売られるようになり、ますます馬の数が増えたために隣接地を購入し、180 万坪の放牧地、20 万坪の牧草地、200 頭を超える馬を抱える大牧場に成長した。

薪炭業を開始した頃から屋号「山ト」を用い、牧場や

後に駅通所から衣替えした旅館にもこの屋号が用いられて山ト牧場、山ト旅館となった。広大な土地と数多くの馬匹を擁する山崎藤次郎は「大和の殿様」とも言われ、昭和 15 年（1940）に死去するまで、地元の名望家として尊敬を集めていた。奥行臼の小学校がこの屋号から取って大和小学校となり、駅通所のすぐそばに作られた神社も大和神社となったこともその現れである。

また山崎家 3 代目の山崎藤作は後に別海村の村長と北海道議会議員となり、4 代目の山崎正隆も北海道議会議員になっている。

この山崎牧場の発展に合わせるように、駅通所の建物も増築を重ねていった。当初桁行 4 間半であった平屋の自宅兼駅通所は、間もなく 6 間半に増築され、さらに大正 9 年（1920）には、寄棟二階建の「北棟」が増築された。この「北棟」は現存し、駅通制度全盛期の威容を誇っている。

5. 奥行臼駅通所の廃止

大正 13 年（1924）に殖民軌道根室線が開通し、さらにより内陸部への入植が進んだため、奥行臼駅通所はその必要性が薄れ、昭和 5 年（1930）に別当賀駅通所とともに廃止された。駅通所としては廃止されたものの、山崎藤次郎はその駅舎を「山ト旅館」としてそのまま旅館業を続け、むしろ駅通所時代よりも大変な賑わいを見せたという。また、昭和 8 年（1933）には省線標津線が開通し、奥行臼にも駅が設置され、駅周辺には多くの建物が作られた。

戦後、薪炭業は姿を消し、奥行地区の産業も現在の別海町の主要産業である酪農業へと転換していった。昭和 38 年（1963）には奥行臼を始点とする村営軌道が開通したが、自動車の普及に伴いわずか 8 年で廃止された。昭和 50 年（1975）には大和小学校も廃校となり、さらに平成元年（1989）には JR 標津線も廃止され、旧奥行臼駅通所周辺にあった民家や商店などは現在ほとんど姿を消している。

駅通所廃止後も、山崎藤次郎の子孫が酪農業を代々引き継いでいったため、駅舎のみならず、広大な放牧地や馬小屋、推定樹齢 500 年と言われる別海町指定文化財「オクユキウスの大櫓」などの樹木や景観、道路跡など、駅通所時代のものが数多く残っている。

第4節 建造物の概要

1. 概要及び規模

名 称 旧奥行臼駅通所主屋
員 数 1 棟
構造及び形式 木造一部二階建、半切妻造、切妻造及び寄棟造
所有者 別海町
位 置 北海道野付郡別海町奥行 15-12
各部の概要
基 礎：自然石玉石、コンクリート製独立基礎
外 壁：下見板張り、南棟正面掃付モルタル仕上、
玄関脇壁ラスモルタル漆喰仕上
軒 廻：軒裏板張り、鼻隠付
窓：引違ガラス窓、嵌め殺しガラス窓、雨戸
出入口：引分ガラス戸 引違ガラス戸
小屋組：和小屋
屋 根：「北棟」 桎葺
「中央棟」・「南棟」 亜鉛鉄板葺
主要寸法：主要寸法を以下の表に記す

表 1-4-1 主要寸法表

区分	摘要	部位	寸法
桁行	桁行両端柱間真々	北 棟	9,999 mm
		中央棟	8,181 mm
		南 棟	14,544 mm
梁間	梁間真々	北 棟	7,272 mm
		中央棟	9,999 mm
		南 棟	7,272 mm
軒の出	側柱真より広小舞外下角まで	北 棟	420 mm
		中央棟	606 mm
		南 棟	557 mm
軒高	礎石上端より鼻隠板下角まで	北 棟	6,333 mm
		中央棟	3,180 mm
		南 棟	3,180 mm
棟高	礎石上端より棟頂上まで	北 棟	7,500 mm
		中央棟	6,040 mm
		南 棟	8,380 mm
床面積	側柱内側面積	一階	284.24 m ²
		二階	162.50 m ²
		延面積	446.74 m ²
屋根面積	平葺面積	亜鉛鉄板	308.0 m ²
		桎葺	121.0 m ²
		板葺	1.84 m ²
		合計	478.27 m ²

2. 文化財の指定

平成 23 年（2011）1 月、別海町教育委員会は「旧奥行臼駅通所」の史跡への指定を文部大臣に申請した。国の文化審議会は同年 5 月 20 日、旧奥行臼駅通所を国の史跡に指定するよう文部科学大臣に答申し、同年 9 月 21 日をもって史跡に指定されるに至った。

（ア）官報告示

（平成 23 年 9 月 21 日付け文部科学省告示第 140 号）
本文：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 号第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

名称	旧奥行臼駅通所
所在地	北海道野付郡別海町奥行
地域	9 番 22、9 番 42、15 番 11、15 番 12、15 番 13、15 番 54、15 番 72、15 番 75、15 番 76、15 番 77、15 番 78、15 番 81、15 番 82 のうち実測 3258.57 平方メートル 備考 一筆土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び別海町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

（イ）指定通知

（平成 23 年 9 月 21 日付け 23 庁財第 159 号）
本文：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 号第 1 項の規定により、下記 1 に掲げる記念物を下記 2 によって史跡に指定します。

- （1）名 称 旧奥行臼駅通所
（2）所在地及び地域 官報告示写しのとおり
- （1）指定理由

（ア）基 準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部六による。

（イ）説 明

明治 43 年（1910）に設置され、北海道内の宿泊・運送の拠点となった施設である。

- （2）官報告示 平成 23 年 9 月 21 日
文部科学省告示第 140 号

（ウ）指定通知

（平成 23 年 10 月 18 日付け道教委公報第 6056 号）
本文：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、別記 1（中略）のとおり史跡指定（中略）がありましたので通知します。

別記1

種別	史跡
名称	旧奥行臼駅通所
指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護指定基準委員会告示第2号）の史跡6「交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡」による。
指定地の概要	旧奥行臼駅通所は、明治43年(1910)から昭和5年(1930)までの間、人馬の継ぎ立てと宿泊、物資の通送等の便宜を図った施設であり、北海道東部の根室と別海の間、根室湾から約9キロメートル内陸の別海町奥行に所在する。駅通所とは、近代の北海道において、交通不便の地に駅舎や人馬等を備え、宿泊・輸送等の便宜を図った施設である。駅通所開設に際しては、地元で牧畜業を営む山崎藤次郎が駅通取扱人となり、その自宅が駅舎として使用された。駅舎は、明治末から大正初期の増築を経て、大正9年(1920)には客室として二階建ての寄棟（北棟）が増築され、物資運搬等の拠点として機能した。その後、殖民軌道根室線の開通や、内陸部への入植が進んだことから昭和5年に廃止された。当時を偲ばせるものとして、駅舎1棟、馬屋2棟、倉庫1棟が現存する。このうち駅舎は、木造寄棟造（一部切妻造）二階建て建物であり、駅通最盛期の大正時代の趣を残す。周囲には旧道や駅通所時代以来の牧草地が広がり、往時の歴史的景観を今に良く伝えているほか、古文書、調度品等も多数残されている。このように、旧奥行臼駅通所は、我が国近代の北海道開拓の歴史を知る上で貴重である。
指定地の所在地	北海道野付郡別海町奥行9番22、9番42、15番11、15番12、15番13、15番54、15番72、15番75、15番76、15番77、15番78、15番81、15番82のうち実測3,258.57平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び別海町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
指定地の面積	61,496.01 平方メートル
指定年月日	平成23年9月21日（文部科学省告示第140号）

※指定地の所在地のうち「15番82のうち実測3258.57平方メートル」は、2013(平成25)年1月10日に指定地部分を分筆登記し、15番88となった。

3. 創建及び修理の経過

これまで示した通り、奥行臼駅通所は山崎藤次郎氏宅を基にして明治43年に設置された。その後間もなく桁行方向に2間の増築を行い、大正9年には現存する「北棟」を増築した。昭和16年には前身建物を大規模に増改築し、その後は小修理や部分的な改造を加えながら現在に至る。また、昭和5年に駅通所としての役割を終えた後は、旅館、住宅兼商店、資料館

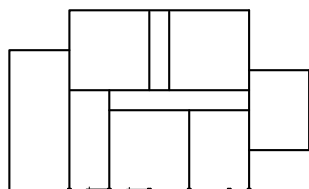
へと変遷しながら維持されてきた。本報告書では建物形状によってⅠ期～Ⅳ期に区分した。これらの検討過程については「第3章 調査事項」及び「第4章 建造物の現状変更」に詳述した。

表 1-4-2 奥行臼駅通関連事項

建物形状 Ⅰ期 ↓ Ⅱ期 ↓ Ⅲ期 ↓ Ⅳ期	西暦	元号	年	月日	出来事（ゴシック体は建物関連）
	1860	万延	元	6.13	山崎藤次郎、越後国南蒲原郡中ノ島村字中條（現新潟県南蒲原郡中之島町中條）に山崎又吉の次男として生まれる。
	1890	明治	23		山崎藤次郎、根室町に移住
	1895		28	6月	「官設駅通所取扱規程」を定める。
	1897		30	3.3	北海道国有未開地処分法公布
	1900		33	6.8	「官設駅通所取扱規程」が「駅通所規程」となる。官設駅通制度が確立。
	1903		36		山崎藤次郎、47万坪の土地貸付を受けて奥行臼に単身入地
	1907		40	2.11	奥行臼簡易教育所開設（大正5年に奥行臼尋常小学校となる。）
	1910		43	4.1	北海道第1期拓殖計画実施
				9.1	山崎藤次郎の駅通取扱人任命が許可される。
				10.9	奥行臼駅通所の設置と開始が道庁公報で告示
	1920	大正	9	7月	奥行臼駅通所、2階建て寄棟（北棟）を増築する。
	1924		13	12月	殖民軌道根室線（厚床―中標津間）が開通
	1929	昭和	4	8月	殖民軌道根室線が動力化運輸開始
	1930		5	6.10	6月7日付北海道庁告示により同月10日をもって奥行臼駅通所廃止。山ト山崎旅館として経営が続けられる。
	1931		6	9.30	村の財政難のため奥行臼尋常小学校廃校。翌日同所に大和特別教授所開校
	1933		8	12月	省線（国鉄）標津線（厚床―西別間）の営業開始。奥行臼駅が開設。
	1934		9	7.30	大和特別教授所が現町内会館敷地に新設（昭和12年に尋常小学校に昇格）
	1937		12	10.15	奥行臼駅通所付属物件（敷地149,011坪、立木竹420石）が元駅通取扱人山崎藤次郎に無償付与される。
	1940		15	10.31	山崎藤次郎死去
	1941		16		山ト山崎旅館（「中央棟」「南棟」）を大規模に改築
	1958		33		客室2・3境の客室を押入に改造、客室3・4窓改造、客室5雨戸袋改造
	1962		37		屋根板金葺替え
	1963		38	12.17	村営軌道風蓮線（奥行臼―上風蓮学校前）が開通
	1965		40	6.16	山ト山崎旅館廃業、商店兼住宅とする。
	1971		46	3月	村営軌道風蓮線が廃止
	1982		57	11.18	奥行臼駅通所を町指定文化財に指定する。
				12月	旧駅通所建物と土地が町に寄贈される。
	1984		59		修理工事実施（後補壁・天井材撤去、床組補強、屋根塗装、照明器具取付等）
	1985		60		旧奥行臼駅通所一般公開開始
	1989	平成	元	4.29	JR標津線が廃止
					部分修理（客室3柱取替）
	1993		5		部分修理（玄関引き戸取替、床組補強、畳交換）
					旧駅通所建物内部をNHKドラマ『エトロフ遥かなり』ロケに使用。
	1994		6	6.3	「奥行臼駅通」が北海道指定有形文化財に指定される。
	2000		12		屋根鉄板塗装
	2005		17		NHK80周年記念ドラマ『ハルとナツ届かなかった手紙』ロケ
	2011		23	9.21	旧奥行臼駅通所が史跡に指定される。
	2014		26	3月	史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画策定
				3月	史跡旧奥行臼駅通所主屋保存修理事業 基本設計
	2015		27	3月	同上 実施設計
	2016		28	6.17	同上 工事着手
	2018		30	9.30	同上 竣工

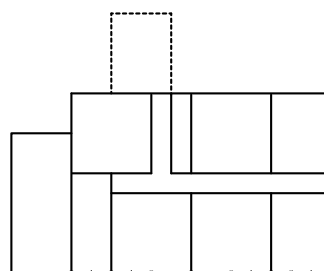
Ⅰ期 駅通創設期（明治43年）

奥行臼駅通所最初期の姿。山崎藤次郎氏の自宅を駅通所とした。



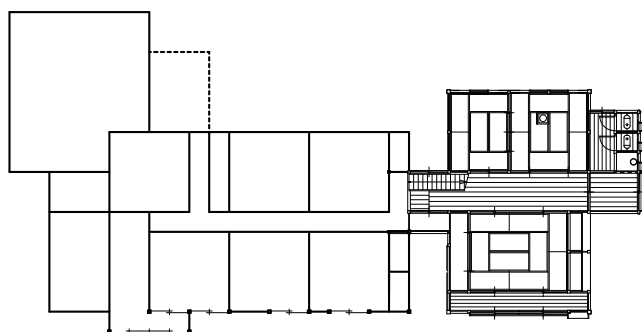
Ⅱ期 創設～「北棟」増築前（大正初期）

Ⅰ期の建物の桁行方向北側に2間増築した。



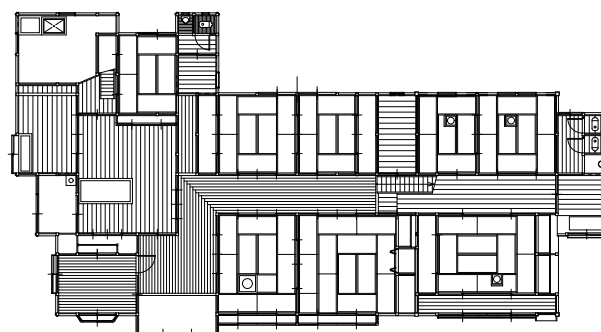
Ⅲ期 「北棟」増築期 ①駅通時代（大正10～昭和5年）

Ⅱ期の建物の北側にさらに2間規模を拡大し、その北側に1間離して現存する「北棟」を増築した。



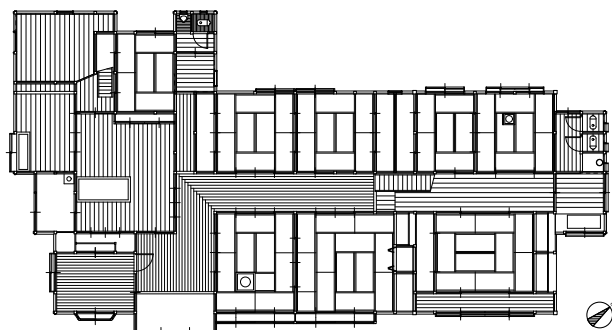
Ⅳ期 「中央棟」「南棟」増改築期（昭和16年～）

「北棟」を存置したまま、「前身建物本家棟」を増改築し現在の「中央棟」「南棟」の姿となった。



修理前状況（～平成28年）

部分的な修理改造をおこないながらⅣ期の姿を維持してきた。



竣工状況（平成30年）

「北棟」を駅通時代に復原。「中央棟」・「南棟」は現状を維持し、近年の改造は取り除いた。

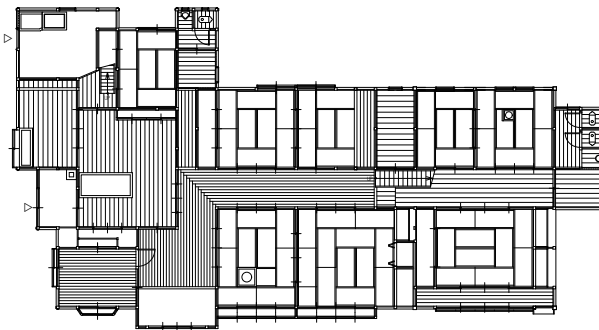


図 1-4-1 建物の変遷図（一階平面図）

4. 構造形式（竣工）

〔平面〕

駅通所主屋は東面し、南側に東西に棟をもつ半切妻屋根二階建の「南棟」、北側に東西に棟をもつ寄棟二階建の「北棟」、その間に南北に棟をもつ平屋建「中央棟」の3棟から構成され、屋根の棟は「H」状に納まる。「北棟」は大正9年に増築され、「南棟」及び「中央棟」は明治43年の駅通制度開始以降使用されてきた建物を昭和16年に大きく増改築したものである。「中央棟」は平屋建、「北棟」と「南棟」は二階建とする。「南棟」は主として管理棟の機能、「中央棟」及び「北棟」は主として客室棟の機能を担う。「南棟」の一階は、居間を中心に日常の維持管理に必要な各部屋を配置する。二階は物置及び居住者の居室が2室並ぶ（和室1・2）。「中央棟」は中廊下の東西に和室を配す。東側の和室は茶の間・仏間とし、管理機能の一部とし、西側の和室は8畳の客室を2部屋並べる（客室1・2）。階段脇西側には4畳の板張りの客室（後年は布団部

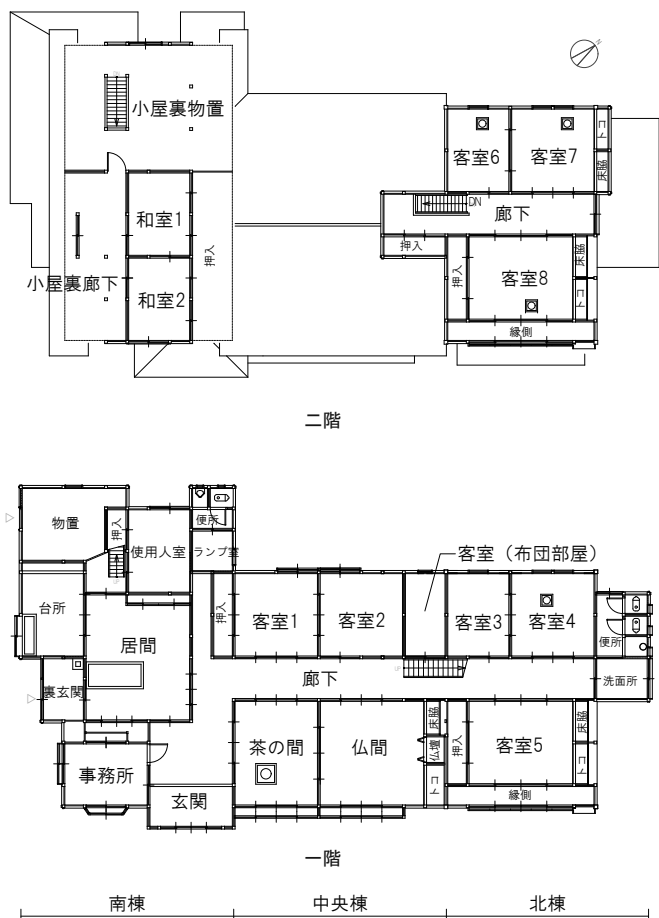


図 1-4-2 部屋名称図（竣工）

屋と呼ばれた）を配す。北棟は東側に10畳の和室及び入側縁（客室5）、中廊下を挟んで西側に6畳と8畳の和室を並べ（客室3・4）、一・二階とも同平面（二階の8畳（客室7）はトコ、床脇を設ける）とする。一階の北側には洗面所及び便所を張出す。

〔基礎〕

外周部及び間仕切部に鉄筋コンクリート製地中梁（今回工事）。外周部東面・北面は自然石、南面・西面はコンクリート製独立基礎。内部間仕切自然石。表玄関、裏玄関土間三和土。

〔軸部〕

四周土台敷、大引に根太を流し、床板張。床柱面皮付、その他の柱は角柱、北棟四隅は通し柱とする。土台建ち。

〔小屋組〕

「北棟」：寄棟。小屋梁、飛梁、投掛け梁を掛け、小屋束を建てる。母屋桁一重。棟束を建て、棟木を支える。四隅に隅木掛け。

「中央棟」：切妻。小屋梁に小屋束を建て二重梁を受ける。母屋桁二重。

「南棟」：半切妻。小屋梁に小屋束を建て二重梁を受ける。棟束を建て棟木を受ける。

〔屋根〕

「北棟」：野地板突付張、桎葺葺足1寸5分、5寸勾配。（下屋）野地板突付張、構造用合板張、桎葺葺足1寸5分、5寸勾配。

（庇）化粧野地板張、桎葺葺足1寸5分、2寸勾配。（窓庇）流し板葺目板打。

「中央棟」：野小舞一部野地板張、構造用合板張、ルーフィング張、ガルバリウム鋼板一文字葺、5寸勾配。（西面窓庇）化粧野地板張、ガルバリウム鋼板平はぜ葺、4寸勾配。

「南棟」：野地板小間返し張、構造用合板張、ルーフィング張、ガルバリウム鋼板一文字葺、矩勾配（南面ドーマー窓屋根）同上、7寸5分勾配。（下屋）化粧野地板張、構造用合板張、ルーフィング張、ガルバリウム鋼板一文字葺、4寸勾配。